（健全性の基準に用いる供託金等）

第百九十条　法第二百二十八条第一号に規定する内閣府令で定めるものの額の合計額は、保険金等の支払能力に相当する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額とする。

2　法第二百二十八条第二号に規定する内閣府令で定めるところにより計算した額は、同号の通常の予測を超える危険に相当する額として金融庁長官が定める額とする。

（免許特定法人の届出）

第百九十二条　法第二百三十四条第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～五　略］

［号を削る。］

［号を削る。］

六　［略］

［2～5　略］

（保険持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第二百十条の十の二　法第二百七十一条の二十五第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

［一～三　略］

（健全性の基準に用いる供託金等）

第百九十条　法第二百二十八条第一号に規定する供託金その他の内閣府令で定めるものの額は、次に掲げる額から繰延税金資産（税効果会計（日本における保険業の貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。第五号において同じ。）の適用により資産として計上される金額をいう。）の不算入額として金融庁長官が定めるところにより算出した額を控除した額とする。

一　供託金の額（法第二百二十三条第三項の契約金額を含む。）

二　法第百九十九条において準用する法第百十五条第一項の価格変動準備金の額

三　第百五十条第一項第三号又は第百五十一条第一項第二号の二の危険準備金の額

三の二　第百五十一条第一項第二号の異常危険準備金（地震保険に関する法律施行規則第七条第一項（地震保険責任準備金の計算方法）に定める危険準備金を含む。）の額

四　一般貸倒引当金の額

五　引受社員が日本において有するその他有価証券については、日本における保険業の貸借対照表に計上した次に掲げる額であって税効果会計適用前のものの合計額に金融庁長官が定める率を乗じた額

イ　その他有価証券評価差額金の科目に計上した額

ロ　繰延ヘッジ損益の科目に計上した額（ヘッジ対象に係る評価差額が日本における保険業の貸借対照表のその他有価証券評価差額金の科目に計上されている場合におけるものに限る。）

六　引受社員が日本において有する土地については、時価と帳簿価額の差額に金融庁長官が定める率を乗じた額

七　その他自己資本に相当するものとして金融庁長官が定めるものの額

2　法第二百二十八条第二号に規定する引受社員の日本において引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であって通常の予測を超えるものに対応する額は、第百六十二条各号に掲げる額を基礎として金融庁長官が定めるところにより計算した額とする。

3　第一項第六号中「時価」とは、第八十六条第二項に定める価額をいう。

（免許特定法人の届出）

第百九十二条　［同上］

［一～五　同上］

五の二　第百九十条第二項の規定に基づき、第百六十二条第二号の二に掲げる額を算出するため、金融庁長官の定める算出方法を用いようとする場合

五の三　前号に規定する算出方法の使用を中断し、又は当該算出方法に重大な変更を加えた場合

六　［同上］

［2～5　同上］

（保険持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第二百十条の十の二　［同上］

［一～三　同上］